

●香川県監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成19年8月7日

香川県監査委員 平木 享
同 水本 勝規
同 鍋嶋 明人
同 野田 峻司

- 1 監査対象部局 健康福祉部
- 2 監査対象年度 平成18年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
保育専門学院	平成19年4月17日
斯道学園	〃
川部みどり園	〃
東讃保健福祉事務所	平成19年4月18日
食肉衛生検査所	〃
中讃保健福祉事務所	平成19年4月19日
精神保健福祉センター	平成19年4月20日
子ども女性相談センター	平成19年4月24日
(西部子ども女性相談センター)	
障害者福祉相談所	〃
西讃保健福祉事務所	平成19年4月26日
障害福祉課	平成19年5月8日
医務国保課	〃
生活衛生課	〃
子育て支援課	平成19年5月9日
薬務感染症対策課	〃
健康福祉給付課	平成19年5月10日
長寿社会対策課	〃
保健医療大学（医療短期大学）	平成19年7月19日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算の執行に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

補助金の適正な事務処理について

補助金の交付に当たっては、補助金交付要綱等に基づき適正な事務処理を行うこと。（子

(子育て支援課)

(3) 検討指示事項

ア 健康生きがい中核施設の管理・運営について

健康生きがい中核施設については、平成10年度から各圏域ごとに順次整備し、指定管理者制度が導入されているところであるが、今後の施設の管理・運営について、施設の改修・修繕等の将来的な財政負担のあり方を検討するとともに、譲与も含め、早期に適切な対応を図る必要がある。（長寿社会対策課）

イ 税外未収入金について

母子寡婦福祉資金貸付金、各種施設入所児保護者負担金等に係る税外収入については、日常の債権管理を適正に行うとともに、税外未収入金については、有効な回収措置を講ずるよう検討する必要がある。（健康福祉総務課、子育て支援課、障害福祉課、医務国保課、東讃保健福祉事務所、中讃保健福祉事務所、西讃保健福祉事務所、子ども女性相談センター、川部みどり園、小豆総合事務所）